

平成23年10月14日
株式会社日本政策金融公庫

日本税理士会連合会と「中小企業等支援に関する覚書」を締結

株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）は、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）と、全国の中小企業等の資金調達や税務に関する問題解決を相互に連携して支援していくため、平成23年10月14日、「中小企業等支援に関する覚書」を締結しました。

政府系金融機関と日税連が中小企業等の支援を目的として業務連携の覚書を締結するのは、初めてです。

この覚書の締結により、日本公庫と日税連は、中小企業等向けセミナーの開催や情報提供などの分野で相互に連携し、中小企業等の抱える資金調達や税務の問題の解決に向け、必要な態勢づくりに努めてまいります。

○具体的な連携内容

（1）地域における経済情報、動向等に関する情報交換

- ・定期的に情報交換会等を開催し、地域の動向について情報交換を実施

（2）中小企業等への情報提供

- ・相互の制度説明資料等を相互の事務所・支店で提供

（3）連携窓口の設置

- ・上記事項を円滑に推進するための連携窓口を設置する。